

**定款変更認証申請**

**特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年4月3日受付分)**

**名称**

**特定非営利活動法人ファームハウスなるい**

**縦覧期間**

**令和8年4月3日(金)から  
令和8年4月17日(金)まで**

# 特定非営利活動法人ファームハウスなるい 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ファームハウスなるいと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市志方町成井 578 番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の高齢農家を対象とし、援農活動及び後継者探し支援を行うことにより、農業の活性化を図り、又、障害者を対象とし、就労支援を行うことにより、豊かな日常生活の確立に寄与することを目的とする。又、不登校や障害のある子どもに対し発達支援を行い、健全育成を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 農業体験学習事業
- (2) 就農者育成事業
- (3) 高齢農家支援事業
- (4) 特産食品の開発、製造及び販売事業
- (5) 観光振興事業
- (6) 交流促進事業
- (7) 環境保全事業
- (8) 障害者及びその家族に対する支援事業

(9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

(10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

## 第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、費助の意思を持つ個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申し出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により終会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）。
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 理事の職務
- (2) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、以下のとおりとする。

理事長	笥 直樹
副理事長	柴田 育克
理事	笥 千秋
同	久保川 恵美子
同	岩佐 久夫
同	岩佐 美鈴
同	原田 早苗
同	吉井 田鶴子
監事	久保川 健三

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、設立の日から平成29年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(正会員)

個人	入会金	1,000円
	年会費	2,000円
団体	入会金	1,000円
	年会費	3,000円

(賛助会員)

入会金	0円
年会費	1,000円

## 令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人ファームハウスなるい

### 1. 基本方針

当NPO法人令和8年度は、障がい者就労支援事業を中心に農業と連携して行い、障害を持った方の就労支援と農業を同時に行い、農福連携事業として収益を確保できる体制をより整え、利用者の自立生活の向上、就労移行体制へ向かい、工賃向上を目指します。

また、障がい児通所支援による放課後等デイサービスにより、放課後に障がい児の発達支援を行い、成長を支援します。

農業に関しては当法人で栽培したお米ヒノヒカリが有機 JAS 認証を受け、地域の特産品として宣伝・販売していきます。

農業体験学習や高齢農家支援事業はとても需要があり、引き続き行っていきます。

野菜に関しては生産量がどんどん増えており、令和8年度より農協を通し市場出荷を予定しております。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業所の障がい者支援事業	随時	当法人事務所	16	27,600
(2) 児童福祉法に基づくしょうがい児通所支援事業	放課後等デイサービスによる障がい児支援事業	令和8年5月開所予定	加古川市成井525	5	6,600
(3) 農業体験学習事業	農業体験教室	年1回			
	稲刈り体験	10月	提携先農園		10
	芋ほり体験	6月	提携先農園		10
(4) 農業体験学習事業	野菜収穫体験	随時	提携先農園	一般市民 20名	10
(5) 就農者育成事業		年2回			
	農業機械整備講習	1月	当法人事務所	一般市民	10
		12月		3名	
(6) 高齢農家					
	高齢農家支援活動	随時	依頼先農地	一般市民	0

支援事業	※草刈りその他援農			3名	
(7) 農業	上記の事業を行う為の			当法人の	
	農地等の維持管理	随時	提携先農園	スタッフ	0
	新規農地管理			が行う	
(8) 特産品 開発事業	有機米 JAS 認証米認知・ 宣伝	随時	当法人事務 所	当法人のスタ ッフが行なう	
(9) 食品製造 及び 販売事業	開発した特産品の		当法人事務 所		
	製造及び販売	随時	地元法人取 引	一般市民	4,500
	野菜・米・漬物		販売会等		
(10) 観光振 興事業	観光スポット高御位山			法人スタッフ	
	の清掃活動	年1回	高御位山	ボランティア	0
				が行う	

### 3. 事業実施体制

#### (1) 事務局体制

事務局長：笈侑樹

事務局スタッフ 田中大地

#### (2) 会議に関する事項

①通常総会 1月

②理事会 年2回

法人名： 特定非営利活動法人ファームハウスなるい  
 令和8年度 活動予算書

2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
賛助会員受取会費	0	
正会員受取会費	20,000	20,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
施設等受入評価益		
ボランティア受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
工賃収入（野菜・米販売）	4,500,000	
障害福祉サービス事業収益	27,600,000	
児童通所支援事業収益	6,600,000	
野菜収穫体験	30,000	
農業機械設備講習	10,000	
	0	38,740,000
5. その他収益		
受取利息	2,000	
給食補助金	1,000,000	
雑収益	2,000,000	3,002,000
経常収益計		41,762,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	15,813,792	
ボランティア評価費用	0	
法定福利費	3,462,758	
賞与手当	1,500,000	
福利厚生費	30,000	
人件費計	20,806,550	
(2) その他経費		
工賃経費	1,570,056	
通信費	173,600	
利用者工賃	2,880,000	
減価償却費	2,256,000	
給食食材費	1,283,916	
業務委託費	966,240	
諸謝金	0	
旅費交通費	156,000	
消耗品費	631,203	
修繕費	500,000	
水道光熱費	453,696	
貸借料	150,000	
保険料	1,117,608	
諸会費	172,800	
租税公課	256,300	
支払手数料	144,000	
燃料費	953,100	
雑費	212,949	
その他経費計	13,877,468	
事業費計		34,684,018
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	5,220,000	
役員賞与	650,000	
法定福利費	880,500	
人件費計	6,750,500	
(2) その他経費		
通信費	200,000	
旅費交通費	15,000	
雑費	20,000	
その他経費計	235,000	
管理費計		6,985,500
経常費用計		41,669,518
当期経常増減額		92,482
<b>III 経常外収益</b>		
1. 過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		92,482
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		92,482
前期繰越正味財産額		100,000
次期繰越正味財産額		192,482

# 令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人ファームハウスなるい

## 1. 基本方針

当NPO法人令和8年度は、障がい者就労支援事業を中心に農業と連携して行い、障害を持った方の就労支援と農業を同時に行い、農福連携事業として収益を確保できる体制をより整え、利用者の自立生活の向上、就労移行体制へ向かい、工賃向上を目指します。

また、障がい児通所支援による放課後等デイサービスにより、放課後に障がい児の発達支援を行い、成長を支援します。

農業に関しては当法人で栽培したお米ヒノヒカリが有機 JAS 認証を受け、地域の特産品として宣伝・販売していきます。

農業体験学習や高齢農家支援事業はとても需要があり、引き続き行っていきます。

野菜に関しては生産量がどんどん増えており、令和8年度より農協を通し市場出荷を予定しております。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業所の障がい者支援事業	随時	当法人事務所	16	27,600
(2) 児童福祉法に基づくしょう害児通所支援事業	放課後等デイサービスによる障がい児支援事業	令和8年5月開所予定	加古川市成井525	5	6,600
(3) 農業体験学習事業	農業体験教室	年1回			
	稲刈り体験	10月	提携先農園		10
	芋ほり体験	6月	提携先農園		10
(4) 農業体験学習事業	野菜収穫体験	随時	提携先農園	一般市民 20名	10
(5) 就農者育成事業	農業機械整備講習	年2回 1月 12月	当法人事務所	一般市民 3名	10
(6) 高齢農家支援事業	高齢農家支援活動	随時	依頼先農地	一般市民	0

	※草刈りその他援農			3名	
(7) 農業	上記の事業を行う為の 農地等の維持管理	随時	提携先 農園	当法人の スタッフ	0
	新規農地管理			が行う	
(8) 特産品 開発事業	有機米 JAS 認証米認知・宣 伝	随時	当法人 事務所	当法人のス タッフが行 なう	
(9) 食品製造 及び 販売事業	開発した特産品の		当法人 事務所		
	製造及び販売	随時	地元法 人取引	一般市民	4,500
	野菜・米・漬物		販売会 等		
(10) 観光振興事 業	観光スポット高御位山 の清掃活動	年1回	高御位 山	法人スタッフ ボランティア	0
				が行う	

### 3. 事業実施体制

#### (1) 事務局体制

事務局長：笈侑樹

事務局スタッフ 田中大地

#### (2) 会議に関する事項

①通常総会 1月

②理事会 年2回

法人名： 特定非営利活動法人ファームハウスなるい

令和9年度 活動予算書

2027年 4月 1日から 2028年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
賛助会員受取会費	0	
正会員受取会費	20,000	20,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
施設等受入評価益		
ボランティア受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
工賃収入（野菜・米販売）	4,500,000	
障害福祉サービス事業収益	27,600,000	
児童通所支援事業収益	6,600,000	
野菜収穫体験	30,000	
農業機械設備講習	10,000	
	0	38,740,000
5. その他収益		
受取利息	2,000	
給食補助金	1,000,000	
雑収益	2,000,000	3,002,000
経常収益計		41,762,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	15,813,792	
ボランティア評価費用	0	
法定福利費	3,462,758	
賞与手当	1,500,000	
福利厚生費	30,000	
人件費計	20,806,550	
(2) その他経費		
工賃経費	1,570,056	
通信費	173,600	
利用者工賃	2,880,000	
減価償却費	2,256,000	
給食食材費	1,283,916	
業務委託費	966,240	
諸謝金	0	
旅費交通費	156,000	
消耗品費	631,203	
修繕費	500,000	
水道光熱費	453,696	
貸借料	150,000	
保険料	1,117,608	
諸会費	172,800	
租税公課	256,300	
支払手数料	144,000	
燃料費	953,100	
雑費	212,949	
その他経費計	13,877,468	
事業費計		34,684,018
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	5,220,000	
役員賞与	650,000	
法定福利費	880,500	
人件費計	6,750,500	
(2) その他経費		
通信費	200,000	
旅費交通費	15,000	
雑費	20,000	
その他経費計	235,000	
管理費計		6,985,500
経常費用計		41,669,518
当期経常増減額		92,482
<b>III 経常外収益</b>		
1. 過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		92,482
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		92,482
前期繰越正味財産額		192,482
次期繰越正味財産額		284,964